

うべ産水産物プロモーション業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、うべ産水産物プロモーション業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称
うべ産水産物プロモーション業務委託
- (2) 業務の内容
別紙「うべ産水産物プロモーション業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額
2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市における競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (3) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続をしていないこと。

4 実施スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和6年3月27日(水)	市ウェブサイトに掲載
質問書の提出期限	令和6年4月3日(水)17時必着	電子メールで提出
参加表明書の提出期限	令和6年4月10日(水)17時必着	電子メールで提出
参加資格審査結果の通知	令和6年4月12日(金)	電子メールで通知
企画提案書の提出期限	令和6年5月2日(木)17時必着	持参又は郵送で提出
プレゼンテーション審査	令和6年5月10日(金)	詳細は別途通知
審査結果の通知	令和6年5月中旬	郵送で通知
契約の締結	令和6年5月下旬	

5 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに質問がある場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和6年4月3日（水）17時必着

(3) 提出方法

開封確認を付した電子メールにより、「12 担当部署」へ提出すること。

なお、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、随時、市ウェブサイトに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要等整理表（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

<宇部市入札参加資格（物品・業務委託等）の登録がない者>

エ 登記記載事項証明書（法人）（発行から3か月以内のもの。写し可）

オ 貸借対照表・損益計算書（直前期1事業年度分）の写し

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」又は「その3の3」。発行から3か月以内のもの。写し可）

(2) 提出期限

令和6年4月10日（水）17時必着

(3) 提出方法

開封確認を付した電子メールにより、「12 担当部署」へ提出すること。

なお、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(4) 参加辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「12 担当部署」に電話連絡した上で、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

7 参加資格の審査及びの結果の通知

(1) 参加表明書の受付後、速やかに参加資格を審査し、その結果を令和6年4月12日（金）までに、参加表明書を提出した者に電子メールにより通知する。

(2) 参加資格を満たしていない者には、その理由を付して通知するものとし、この場合、通知日から3日以内に書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務実施体制表（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

① うべ産水産物を使用したグルメフェアの企画・運営

② うべ産水産物を対象とした販売促進キャンペーンの企画・運営

ウ 業務スケジュール（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

※数量、単位、単価を明示し、積算内容が分かるように記載すること。

(2) 提出期限

令和6年5月2日（木）17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送により、「12 担当部署」へ提出すること。

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、送付後、電話にて到着の確認を行うこと。

(4) 留意事項

ア 企画提案は、1件とする。

イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認めるが、部分的な差し替えは認めない。

ウ 提出期限後に提出した書類の追加又は変更は認めない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において本市が認めた場合は、この限りでない。

エ 提出書類は返却しない。

(5) 提出部数

正本1部、副本5部

ただし、見積書（任意様式）は正本1部とする。

9 審査方法

受託候補者の選定については、「うべ産水産物プロモーション業務プロポーザル選定委員会」を設置し、プレゼンテーション審査により決定する。

なお、審査結果等に対する異議申立ては、一切受け付けない。

(1) 審査

ア 内容

提出書類及び企画提案者によるプレゼンテーションについての審査を実施する。

なお、企画提案者が1者の場合であっても実施する。

イ 日時

令和6年5月10日（金） ※詳細は別途通知

ウ 所要時間

40分（準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答15分）

エ 参加人数の制限

参加人数は、責任者を含め3名以内とする。

オ 評価基準

別表「評価基準」のとおり

カ 受託候補者の決定

選定委員の平均評価点が60点以上の企画提案者の中から、評価点の最も高い提案をした者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として受託候補者とする。

(2) 審査結果の通知

令和6年5月中旬に、全ての企画提案者に審査結果を郵送で通知する。

なお、受託候補者とならなかった者は、通知日から7日以内に、その理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

(3) 審査結果の公表

受託候補者を選定した場合、その結果を市ウェブサイトにて公表する。

10 契約の締結

本市と受託候補者（最優秀提案者を優先とする。）が協議を行い、協議成立後、正式な受託者として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 企画提案書等については、受託候補者の選定のために使用するものとし、原則公開しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき公開することがある。

(4) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。

(5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなかった場合

イ 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合

オ 選定の公平性を害する行為があった場合

カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12 担当部署

宇部市 産業経済部 水産振興課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号：0836-34-8362（直通）

メールアドレス：suisan@city.ube.yamaguchi.jp

評 価 基 準

審査項目	審査の視点	配点
業務実績	・過去に本業務と類似する業務の実績を有しているか。	5
実施体制	・本業務を確実に実施できる人員・組織体制となっているか。	10
業務理解度	・本業務の目的及び内容を十分に理解しているか。	10
提案内容	・うべ産水産物の魅力発信と飲食店での集客につながる効果的な企画（グルメフェア）が提案されているか。	20
	・うべ産水産物の魅力発信と鮮魚店での集客につながる効果的な企画（販売促進キャンペーン）が提案されているか。	20
	・プレゼントキャンペーンの応募者が増える効果的な応募方法が提案されているか。	10
	・訴求力の高いポスター、リーフレット等を制作する能力を有しているか。	20
見積金額	・提案内容に対して、妥当な金額となっているか。	5
合 計		100